

(事務連絡)
令和 2 年 4 月 8 日

各 位

大牟田市保健福祉部福祉課
介護保険担当課長 吉澤 恵美

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて（通知）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内の発症状況を受け、要介護認定の臨時的な取り扱いを下記のとおり行うことといたします。

新型コロナウイルスについては、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要とされており、今後もなお一層の対応の徹底をお願いします。

なお、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」など、介護保険最新情報（WAM NET）に掲載されていますので、ご確認いただきご対応のほどよろしく申し上げます。

記

【対 象 者】 要介護認定（更新）について、新型コロナウイルス対策のため介護保険施設や医療機関等において入所者との面会が禁止となり、認定調査を行えない大牟田市の被保険者。

※上記以外の対象者について、要介護認定（更新）の臨時的な取り扱いを希望される場合は、介護認定担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【認定有効期間】 従来の有効期間終了日に 12 か月合算

【申 請 方 法】 ○更新申請書の被保険者欄と提出代行者欄を記入し、被保険者証と合わせて申請してください。
○新型コロナウイルスへの対応のため、介護施設・病院等において入所者等との面会を中止していることを通知する文書（想定する期限を記入）を申請時に提出してください。

【問い合わせ】

大牟田市保健福祉部福祉課
介護認定担当
TEL 41-2683 FAX 41-2662